

①ガイドライン策定の効果

ガイドライン策定後、設計変更が円滑になったと感じるか？

■監督員の28%、技術者の55%が、「円滑になった」と回答。策点後良くなった点として「手順が明確になった」、「設計変更に対して共通の認識を持つことが出来た」等の意見が複数あることから、一定の効果はあったものと考える。

■一方、「円滑になった」とは感じないと回答あったうち、「ガイドラインを知らない」との意見が監督員・技術者共に見受けられる。

⇒ガイドラインのさらなる周知が必要。

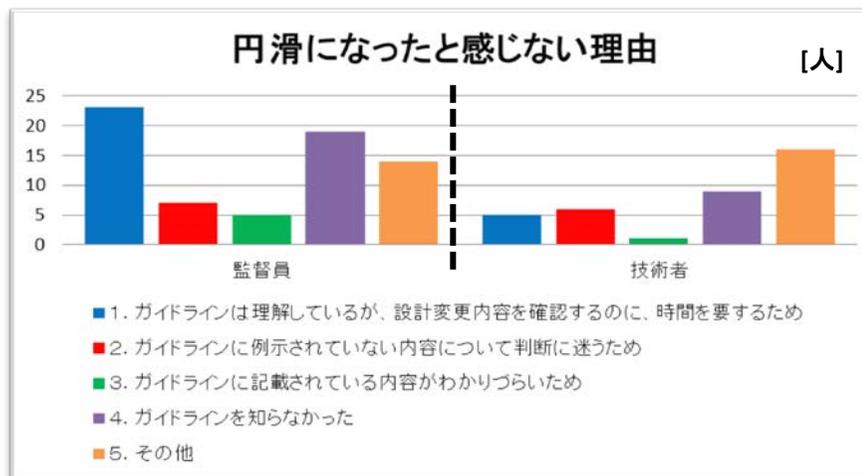
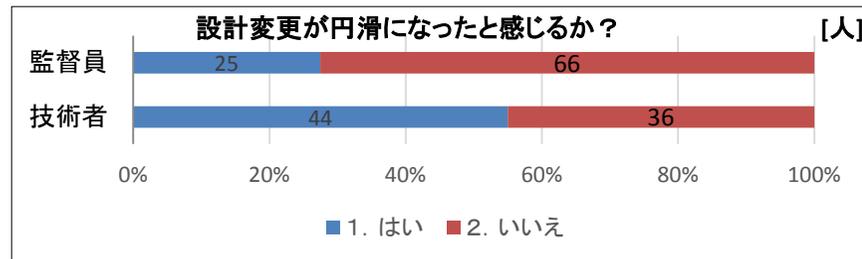
■また、監督員においては「ガイドラインは知っているが、確認に時間を要す」、「例示されていない内容の判断に迷う」との回答が多い。

⇒利用者が使用しやすい工夫や事例集等の充実が必要。

※「5. その他」の意見

「設計の変更が無かった。」「ガイドラインに頼るべき変更がなかった。」

「ガイドライン策定前を知らない。」等



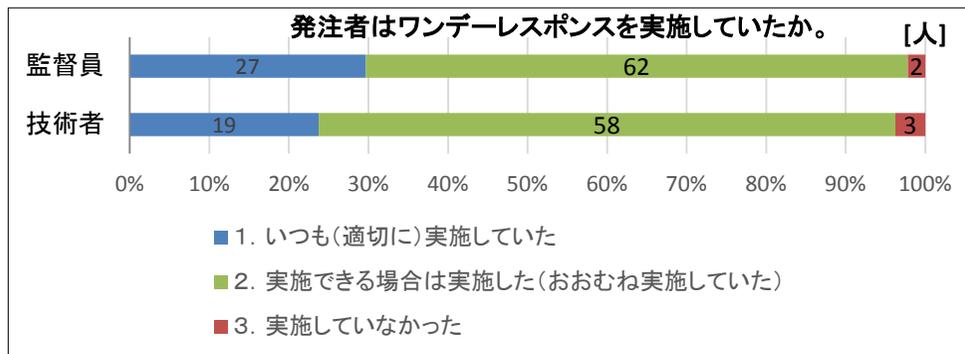
②その他施策の実施状況

発注者はワンデーレスポンスを実施していたか？

■監督員の98%が「実施していた」と回答。技術者回答も96%が「発注者はワンデーレスポンスを実施していた」であったことから、委託業務については、概ねワンデーレスポンスが浸透していると考えられる。

ただし、監督員において「できる場合はした」、「実施していなかった」と回答した理由とし、「監督員のための判断で済む案件はほとんどない」「組織内の判断に時間を要す」との意見がある。

⇒引き続き取り組みを『組織として対応』することが必要。

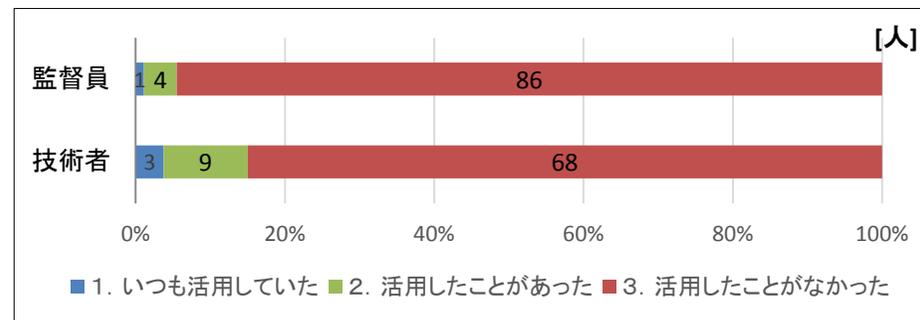


②その他施策の実施状況

設計変更三者協議を活用しましたか？

■ 監督員の95%が技術者回答も85%が「活用したことがなかった」と回答。

※設計変更三者協議は受発注者それぞれの申し出により、開催することが可能であるため、設計変更の円滑化に向け必要に応じ活用してください。



③調査結果の反映等

(1) ガイドラインや事例集の積極的な活用を促すため、

H30年度に開催する各種研修・説明会等にてさらなる周知。

例) 技術管理担当者会議(9月中旬)、
協会主催の研修会 等

(2) 土木設計業務等委託契約における設計変更事例集の**事例案等の拡充。** → H30年度に意見・事例等を収集

(参考)フォローアップ調査の概要

調査目的 設計変更ガイドライン策定後の運用の実態を把握し、問題点を整理する

調査対象資料 土木設計業務等委託契約における設計変更ガイドライン

調査実施時期 H29年12月19日～H30年1月24日

調査対象者 ※回答者の経験年数は右図の通り

(発注者) 県土木部の出先機関の

監督員【91名回答】

(受注者) 建設コンサルタンツ協会東北支部会員、

福島県測量設計業協会会員、
福島県地質調査業協会員の

技術者【80名回答】

調査方法

福島県「かんたん申請・申込システム」より回答(インターネットから回答可能)

